

権利擁護の そうだんコーナー



今月のそうだん

高齢者虐待の疑いがあるとき、
どこに連絡、相談すればいいですか。

Q ご近所のAさん(80歳女性)が同居の長男Bさんから虐待を受けている可能性があるようで、Aさんのことが心配です。どうすればよいのでしょうか。

A 先月号で、Aさんが長男Bさんから身体的虐待や心理的虐待を受けている可能性があることを書きました。このような状況を見聞きした場合、私たちはどうすべきでしょうか。

高齢者虐待防止法は、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、その高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない、つまり通報義務を定めています。また、生命・身体に重大な危険が生じている場合でないときでも、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない、つまり通報努力義務を定めています。(なお、養護者とは、事例の場合の長男Bさんのように、高齢者の日常生活のお世話をしたり、経済的に扶養している人であって、施設の従業員や訪問介護従事者以外の人を指します。)

事例の場合、Aさんが生命・身体に重大な危険が生じているかどうかまでは分かりませんが、市町村に速やかに通報するよう努めるべきと言えるでしょう。

「通報したけれども実は虐待ではなかったらどうしよう」とか、「通報したことが長男Bさんに知られてしまうのではないかと心配になるかもしれません。しかし、実は虐待ではなかったとしても、そのことで通報者が責任を問われることはありません。通報内容が正しいかどうかは通報を受けた市町村等が調査をして判断しますから、虐待ではないかと思っただけで通報することが早期発見のために重要なのです。また、高齢者虐待防止法では、通報を受けた市町村や地域包括支援センターの職員が通報者を特定させる情報を漏らしてはならないことを規定しています。

通報先は、市町村又は地域包括支援センター等です。通報の方法は、電話でも書面でもかまいません。

宍粟市地域包括支援センターの連絡先は、宍粟市山崎町今宿5-15番地 電話:0790-63-3101です。

【くすのき法律事務所(神戸市) 弁護士 平野晃子】

このコーナーでは、皆さまからの
相談や質問を受付けています。

◎郵便、またはFAXで

・〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀300 宍粟市社会福祉協議会
・FAX 0790-72-8788

あなたの暮らしの安心を
社協がお手伝い

福祉サービス 利用援助事業



「福祉サービス利用援助事業」は、認知症や知的障がい、精神障がいなどが原因で判断することに不安がある方が、福祉サービスを利用するときの相談や説明、日常生活の金銭管理のお手伝いを行うサービスです。

利用を希望される方は、
社協へご相談ください。



◎結婚相談

宍粟防災センター
12月20日(木)
1月10日・17日(木)
午後1時30分～4時

◎心配ごと相談
(法律専門相談)
宍粟防災センター
12月21日(金)
1月11日・18日・25日(金)
午後1時30分～4時
※予約制となっております。
(山崎支部 62-15530)

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日
午前8時30分～
午後5時30分

常時、社協各支部の窓口
で、介護に関する相談や苦
情、福祉サービス等の相談
を受付けています。
お気軽にご相談ください。

※秘密は厳守します。相談は
いずれも無料です。市内に
お住まいの方が対象です。

総合相談所のお知らせ

暮らしの相談・お困りごとは社協へ！